

- 1 監査等の種類 随時監査
- 2 監査の対象 教育委員会  
学校支援推進委員会負担金の支出
- 3 監査の実施場所 岐阜市役所市庁舎 11階 監査室
- 4 監査の日程 令和4年10月24日～令和5年2月22日
- 5 監査の結果

次のような事項が見受けられたので、検討されたい。

#### [意見事項]

##### (1) コミュニティ・スクールで使用する備品について

学校教育法第5条は、原則、設置者が学校の管理運営経費を負担する旨規定している。また、文部科学省が定めている学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金（国庫補助金）実施要領は、補助対象とする経費については、各地方公共団体や学校、PTA等の通常の活動にかかる経費と明確に区別し、まぎれないようにすること及びそれぞれ所有している物品等が利用できる場合は、極力当該物品等の利用に努める旨規定している。

しかしながら、全69の学校支援推進委員会（以下「委員会」という。）のうち、令和3年度末時点でこれまでに学校支援推進委員会負担金（以下「負担金」という。）で総額50万円以上の備品を購入していた42の委員会に対し、当該備品の使用状況について監査委員が調査した結果、38の委員会がコミュニティ・スクール（以下「コミスク」という。）と関係がない学校教育活動で備品を使用しており、また、2つの委員会が備品の使用を希望していた。

これまで委員会が負担金で購入した備品については、国庫補助金の対象外であり、岐阜市が実質全額負担していることから、今後は、学校教育活動やコミスクの活動で使用する備品については、学校配当予算で購入すべきである。

##### (2) 学校支援推進委員会負担金の使い切りについて

令和3年4月15日付岐阜市教育委員会通知「コミュニティ・スクール運営・予算執行について」は、単年度事業であるため、次年度準備のための消耗品の購入はしないこととしている。

しかしながら、全69の委員会のうち、令和3年度の負担金を満額使用してい

た 35 の委員会に対し、令和 4 年 1 月から 3 月にかけて消耗品購入の有無を調査した結果、28 の委員会が消耗品（印刷用紙又はインク）を購入していた（教育委員会への決算報告書等の提出期限は令和 4 年 3 月 4 日）。

このような状況は、交付を受けた負担金を年度内で使い切るため、年度末に当該年度に必要とする数量以上の消耗品を購入したのではないかという疑問が生じることから、必要性の低い事業に支出することがないよう定期的に調査を行い、負担金上限額の見直しを図られたい。

### （3）学校支援推進委員会負担金にかかる書類審査について

全 69 の委員会の令和 3 年度予算書及び決算報告書並びに備品一覧を確認したところ、一部に費目計上誤り等の不備があった。

今後は、各委員会の予算書や決算報告書等の書類審査において、記載内容を十分精査し、誤った記載がある場合は、是正されたい。